

会議録の作成方法等について

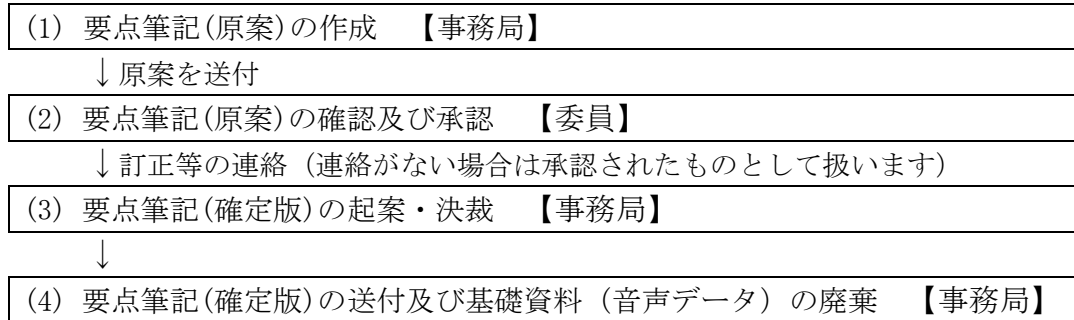
令和5年4月1日から運用開始された米沢市会議録の作成に関する指針（以下、指針という）に基づき本委員会における会議録の作成方法等について定めるものです。

1 会議録の作成方法（指針第4条）

- ・本委員会で作成する会議録は要点筆記とします。（指針第2条第2号の会議）
- ・会議録作成のため、会議を録音します。
- ・録音した音声データの文字おこしは行いません。
- ・基礎資料（音声データ）は会議録の決裁後に保存不要のものとして廃棄します。

2 会議録の作成手順（指針第6条）

- ・本委員会の会議録は、次の手順で作成及び承認手続を行います。



3 会議録の記載事項（指針第5条）

指針に基づき会議録の記載を行います。※別紙様式参考